

神崎町・大河内町合併協議会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 神崎町・大河内町合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、神崎町・大河内町合併協議会(以下「協議会」という。)専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会の幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、各事項を専門的に調査、研究・検討及び調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる部会及び分科会に属する全ての者をもって組織する。

2 部会は、別表に掲げる部会に属する分科会長で組織する。

3 分科会は、別表に掲げる分科会に属する正・副分科会長及び分科会委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会の各部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 部会長及び副部会長は、分科会長の互選とする。

(役員等の職務)

第5条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 分科会長は、担当分科会を統轄する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、または部会長及び分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、部会の座長となる。

3 分科会長は、分科会の座長となる。

4 部会または分科会は、必要に応じて関係する部会または分科会と合同の会議を開催することができる。

(関係者の出席)

第7条 部会長または分科会長は、部会または分科会の必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

(報告)

第8条 部会長は、担当部会の協議経過及び結果について、協議会の事務局長（以下「事務局長」という。）に報告するものとする。

2 事務局長は、前項の報告を受け、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

2 分科会の庶務は、分科会長の属する町の担当部門が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月4日から施行する。